

2024年環境活動レポート



発行日：2025年1月8日

対象期間：2024年1月～12月

目 次

1.組織の概要	3
2.対象範囲	5
3.環境方針	6
4.環境目標	7
5.環境活動計画	8
6.環境目標実績	9
7.環境活動計画の取組結果とその評価、 次年度の取組内容	10
8.環境関連法規等の厳守状況の確認及び評価の 結果並びに違反、訴訟等の有無	11
9.代表者による全体の評価と見直しの結果	12

1.組織の概要

(1)事業所名及び代表者氏名

小藤工業 代表 小藤久男

(2)所在地

〒324-0236 栃木県大田原市大輪17

(3)環境管理責任者氏名及び責任者連絡先

環境管理責任者： 石下佑也

連絡先：0287-53-7030 FAX：0287-59-0222

(4)事業内容

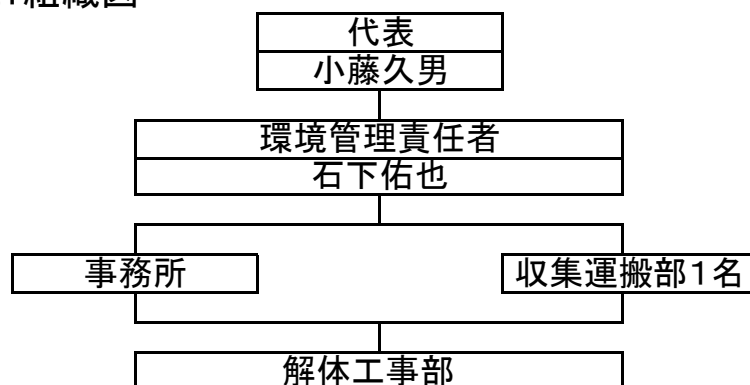
建造物解体工事業

産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く)

(5)事業の規模

- ① 開業日：2000年6月1日
- ② 従業員数：5名
- ③ 売上高： 93.9 百万円 (2024年度)
- ④ 敷地面積： 1,533m²

(6)EA21組織図



合計：5名

(7)許可内容

産業廃棄物収集運搬業

許可範囲	許可番号・許可取得日・許可の有効期限	許可品目(積替え保管を除く)
栃木県	00900147654 令和6(2024)年3月12日 令和11(2029)年3月11日	汚泥、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)
福島県	00707147654 令和2(2020)年10月2日 令和7(2025)年9月13日	汚泥、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)

建設業

建設業の許可票			
商号又は名称	小 藤 工 業		
代表者の氏名	小 藤 久 男		
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
一般	とび・土工工事業 解体工事業	栃木県 知事許可 (般-26) 第24608号	令和4年11月15日
この店舗で営業している建設業	とび・土工工事業・解体工事業		

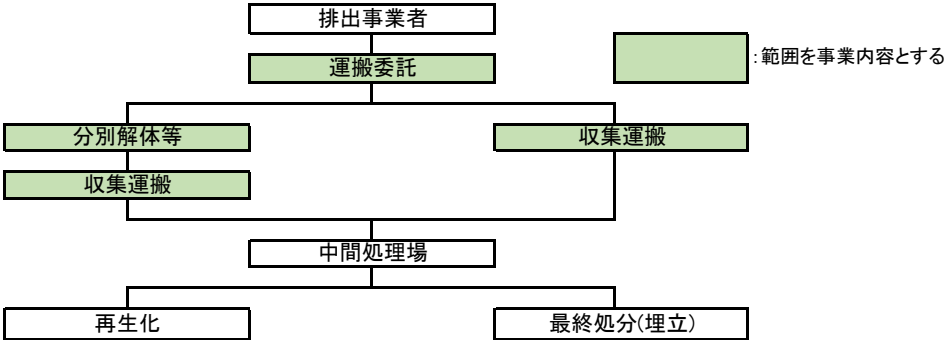
(8)産業廃棄物運搬車両等の状況

収集運搬車両(登録車両のみ)			
10t脱着装置付コンテナ専用車	1台	22㎡コンテナ1台	ダンプ型コンテナ1台
4t,8t脱着装置付コンテナ専用車	3台	8㎡コンテナ15台 10㎡コンテナ2台	12㎡コンテナ3台 ダンプ型コンテナ3台
2t・3t脱着装置付コンテナ専用車	3台	4㎡コンテナ2台 5㎡コンテナ4台	6㎡コンテナ1台
平ダンプ	2tダンプ1台	3tダンプ1台	
3t,8t車両搭載型クレーン	2台	1.5㎡メッシュ型コンテナ5台	

(9)収集運搬実績(令和5(2023)年度/令和5年4月～令和6年3月)

産業廃棄物の種類	委託範囲	処分方法	運搬量	単位
木くず	栃木県	中間処理	72.66	t
廃プラスチック類	栃木県	中間処理	80.01	t
がれき類	栃木県	中間処理	97.68	t
コンクリートがら	栃木県	中間処理	138.23	t
アスコンがら	栃木県	中間処理	20.72	t
繊維くず	栃木県	中間処理	0.00	t
がれき類(石綿含有)	栃木県	最終処分	3.11	t
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	栃木県	中間処理	42.00	t
汚泥	栃木県	中間処理	9.13	t
				t
		合 計	463.5	t

(10)運搬工程



(11)主な環境への負荷

環境への負荷			単位	2014年	2021年	2022年	2023年	2024年
①温室効果 ガス排出量	二酸化炭素		kg-CO ₂	94652.7	48605.3	31253.0	32111.46	43010.35
	()		kg-CO ₂					
②受託した 産業廃棄物 の処理量	収集運搬量		t	945.5	1065.7	2078.4	405.4	463.5
	中間処理用		t					
	うち再資源化等量		t					
	最終処分量		t					
	中間処理後の産廃の処分量		t					
	中間処理後の産廃の再資源化等量		t					
③廃棄物 排出量及 び最終処 分量	一般廃棄物 (事業所内)	(リサイクル)	t	0.094	0.702	0.874	0.731	0.137
		(中間処理)	t	0.013	0.034	0.04	0.034	0.31
		最終処分量	t					
	産業廃棄物 (元請解体工事)	(中間処理)	t		181.5	450.5	195.3	348.3
		(再資源化)	t			208.0	93.6	184.9
		最終処分量	t			118	66.93	76
④-1総排水 量	公共用水域		m ³	251	23.58	11.5	24	27.9
	下水道		m ³					
④-2水使用 量	上水		m ³		17.1	8.71	14.6	20.1
	工業用水		m ³					
	地下水		m ³	251	8	2.34	9.4	7.8
⑤化学物質 使用量			kg					
			kg					
			kg					
⑥エネルギー 使用量	※購入電力(新エネルギーを除く)		MJ	47,616.5	37,914.3	3,684.8	36,135.1	43,788.3
	化石燃料		MJ	1,365,808	679,569	438,028	584,250	42,709
	新エネルギー		MJ					
	その他		MJ					
⑦物質使用 量	資源使用量		kg	10	16	15	14	15
	循環資源使用量		t					
⑧サイト内で循環 的利用を行っている 物質使用量等	利用された物質質量		t					
	水の利用量		m ³					

※電気消費量の基準値は2017年の実績数値に見直した。

2.対象範囲

当社は、すべての事業活動、全ての組織を認証・登録
範囲の対象としている。

3. 環境方針

環 境 方 針

私たちは、産業廃棄物の収集運搬業及びリサイクルを通じて、
資源の有効活用をすることで、地域環境の保全に貢献したいと考えています。
また、私たちは「分ければ資源」となるリサイクルのプロとして廃棄物の削減により
環境負荷低減に努めて参ります。

- 1 化石燃料を削減し、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
- 2 水資源を削減し有効利用に努めます。
- 3 事務所及び作業現場で廃棄物の削減とリサイクルを推進します。

環境負荷抑制のための最重要課題として以下の項目を設定します。

- (1)廃棄物の分別による、リサイクル率の向上。
 - (2)解体工事に係る燃料、水資源の削減。
 - (3)車輛等に掛かる燃料使用量の削減。
- 4 エコアクション21を推進するため、業務内容を把握し、継続的な改善に努めます。
 - 5 エコアクション21を推進するため、5S活動(整理、整頓、清掃、清潔、躰)を
活用し、社員教育を推進します
 - 6 関連する法規制を遵守します。
 - 7 この環境方針は、全従業員に周知するとともに一般に公表します。

改訂:2020年1月6日

栃木県大田原市大輪 1 7 1 2

小 藤 工 業

代表 小 藤 久 男

4. 環境目標

項目		2018年度基準 (2018年1月～ 2018年12月)	2024年目標 (2024年1月～ 2024年12月)	2025年目標 (2025年1月～ 2025年12月)	2026年目標 (2026年1月～ 2026年12月)
二酸化炭素排出量削減	電気消費量削減 (単位:kwh)	4,843	基準値-8% 4,456	基準値-9% 4,407	基準値-10% 4,359
	軽油消費量削減 (単位:L)	16,684	基準値-6% 15,683	基準値-7% 15,516	基準値-8% 15,349
	ガソリン消費量削減 (単位:L)	4,748	基準値-12% 4,178	基準値-13% 4,131	基準値-14% 4,083
	二酸化炭素排出量削減 (単位:CO2-kg)	94,652.7	基準値-12% 83,294.3	基準値-13% 82,347.8	基準値-14% 81,401.3
一般廃棄物削減	一般廃棄物 (単位:kg)	13	基準値-12% 11.44	基準値-13% 11.31	基準値-14% 11.18
産業廃棄物の再資源化	産業廃棄物排出量 (再資源化を増加)	元請工事と下請工事の区分を徹底する		確実な記録	確実な記録
水使用量削減	水使用量 (単位:m³)	251	基準値-12% 220.9	基準値-13% 218.4	基準値-13% 215.9
環境配慮項目	収集運搬車両の燃費向上	前年平均燃費 6.47	前年平均+1% 6.53	前年平均+1% 収集運搬車両と 工事車両の燃費向上	前年平均+1% 収集運搬車両と 工事車両の燃費向上

※当社はグリンス、潤滑油、酸素ガス及びアセチレンガス以外の化学物質の使用はありません。

※電気排出係数:0.455kgCO₂/kwhを使用した。(2018年度公表の東京電力の排出係数)

5. 環境活動計画

(1)二酸化炭素排出量削減に関する取組

1-1電気消費量削減

- ・エアコン温度設定(夏:26～28℃、冬:18℃～21℃)
- ・照明は昼休み、無人時はスイッチオフ。
- ・コンセントの抜き忘れをなくす。

1-2軽油消費量の削減

- ・発進する時以外はエンジンオフ。
- ・発進はゆっくりと出る。(目安は回転数2,000以下)
- ・運搬先の最短ルートを選択する。

1-3ガソリン消費量の削減

- ・客先に着いたら、エンジンオフ。
- ・忘れ物で戻るような無駄をしないよう、よくチェックしてから出発する。
- ・現場に向かう作業員は、乗り合いに努力する。

(2)廃棄物削減に関する取組

2-1一般廃棄物(可燃ゴミ)の削減。

- ・文房具などは、補充できて、使い捨てじゃないものを購入する。
- ・プリンターの使用済みインクは、購入店の回収ボックスに入れる。

2-2産業廃棄物の再資源化を増やす。(元請解体工事に限る)

- ・産業廃棄物マニフェスト管理票で排出量を記録する。
- ・解体工事現場で発生した廃棄物を細かく分別する。
- ・再生事業所への搬入量を増やす。

(3)水の使用量削減に関する取組

- ・ホースの先端に、通水・止水が可能な散水ノズルの取付。
- ・ホースの漏れなど点検する。

(4)収集運搬車両の燃費向上に関する取組

- ・毎月、収集運搬車両燃費向上の実績を全員に知らせる。
- ・運搬経路の短いルートを調べる。

6.環境目標の実績

項目		2018年	目標2024年	実績2024年	評価
二酸化炭素削減	電気消費量削減 (単位:kwh)	4,844	基準値 -8% 4,456	2,033	-54.4% 達成
	軽油消費量 (単位:L)	16,687	基準値 -6% 15,683	13,960	-11.0% 達成
	ガソリン消費量 (単位:L)	4,748	基準値 -12% 4,178	2,153	-48.5% 達成
	二酸化炭素排出量削減 (単位:CO2-kg)	94652.7	基準値 -12% 83,294.3	43,010.35	-48.4% 達成
廃棄物削減	一般廃棄物(可燃ゴミ) (単位:kg)	13	基準値 -12% 11.4	3.1	-73% 達成
	産業廃棄物(再資源化) (単位:t)	元請工事と 下請工事の 区分	確実な記録	184.9	達成
水使用 量削減	水使用量 (単位:m ³)	251	基準値 -12% 220.88	27.90	-87.0% 達成
環境配 慮項目	収集運搬車両の燃費 向上 (単位:km/L)	6.47	前年 +1% 6.53	6.68	+2% 達成

※電気排出係数:0.455kgCO₂/kwhを使用した。(2018年度公表の東京電力の排出係数)

※元請工事の解体工事等で排出された再資源化した産業廃棄物に限る。

7.環境活動計画の取組結果とその評価、 次年度の取組内容

7-1環境活動計画の取組結果とその評価

(1)二酸化炭素排出量の削減

1-1電気消費量削減について

- ・少しずつだが、省エネルギーの照明に変えているので、削減でき目標達成できた。
- ・人手不足で、みんな現場に出ており、電気をあまり使用しなかった。

1-2軽油・ガソリン消費量について

- ・往復運搬が少なくなってきたので、達成出来た。
- ・収集運搬で小運搬が多かった。処分費の値上げも関係している。

(2)廃棄物排出量の削減(一般廃棄物)(元請解体工事)

2-1一般廃棄物排出量の削減について

- ・事務用品など繰り返し使用できるものを利用しているが破損などで交換時期になり、廃棄物が極わずかに増加したが、再資源化量も増加している。

2-2産業廃棄物の再資源化増加について

- ・元請解体工事等の分別は、よくできている。そのため車両の出動台数が増えている。
- ・分別活動によりすべての品目ではないが、再生事業所へ搬入量が増えている。

(3)水使用量の削減について

- ・通水止水可能なノズルにより成果は出ている、破損や劣化の確認点検も頻繁行う。

(4)車両の燃費向上について

- ・収集運搬車両だけでなく、前年の全車両平均燃費に+1%を目指し
取り組んだ結果、達成出来た。

7-2次年度の取組内容

(1)二酸化炭素排出量の削減

1-1電気消費量削減

- ・省エネルギー機器の性能を実感した、電気は減少傾向にあるので、今後も増やしていく。
もちろん取組は続けて行くが、交換出来そうな機器は積極的に交換。

1-2軽油・ガソリン消費量について

- ・今後も(会社→現場→処理場→現場②→処理場②→会社)最短ルートを探して消費量削減に努める。

(2)廃棄物排出量の削減(一般廃棄物)(元請解体工事)

- ・事務用品などを買う時もマイバックを利用する。
- ・工事量を増やし、分別により、再資源化できる量を増やす。

(3)水使用量の削減について

- ・節水の取組は引き続きつ図けるが、今後は漏水などの恐れがあるため点検も念入りに行う。

(4)車両の燃費向上について

- ・全車両を対象にしたので、引き続きエコドライブの実施する。
- ・冬場の暖機運転は最小限に抑える。(ガラスが凍結している時は、解凍スプレーを使用)

8. 環境関連法規等の厳守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

8-1 環境関連法規等の厳守状況の確認及び評価の結果

法令等の名称	対象施設・設備・業務等	守るべき内容	遵守結果
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法律第28号	(収集運搬業)車両を用いて産業廃棄物を運搬する場合(表示義務)(規則第7条の2の2、第8条の5の3)	[産業廃棄物収集運搬業者] ・産業廃棄物の収集または運搬の用に供する運搬車である旨の表示 ・氏名または名称 ・許可番号(下6けた)	適
	(収集運搬業)運搬受託者管理票 写し送付義務 記載義務(12条の3第3項)	運搬受託者が、当該産業廃棄物の運搬を終了したとき ・管理票交付者に、管理票の写しを10日以内に送付 ・管理票交付者に、記載すべき事項を記載して、管理票の写しを送付	適
	(収集運搬業)マニフェスト不交付時における産業廃棄物の引き受け禁止(法第12条の4第2項関係)	産業廃棄物の運搬又は処分の受託者は、マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引き渡しを受けてはならない	適
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(法律第104号)	(解体工事業)分別解体等実施義務(同法第9条)	対象建設工事受注者(元請け・下請全て)及び自主施工者に、分別解体等が義務づけられました	適
	(解体工事業)再資源化等の義務付け(受注者の義務)(法第16条)	対象建設工事の受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物を再資源化等することが義務付けられています	適
栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱	(事業所)第6条 地下水の採取者は、県及び市町村が実施する適正な利用のために必要な措置を自ら講じるものとする。	設置する揚水施設の吐出口断面積が45平方センチメートルを超えるものは年採取量報告(当社は該当しない)	適
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン排出抑制法)平成27年4月施行	(解体工事業)特定解体工事元請け業者の確認および説明(第19条の2)	特定解体工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は当該工事の対象となる建築物等に第一種特定製品が設置されているかどうかを確認し、当該工事の発注者に対し確認結果を書面で交付し、説明する。	適
	(事務所・解体工事業)第一種特定製品(業務用のエアコン・冷蔵冷凍機器等)の管理者	平成27年4月から、機器の使用時における冷媒漏えい防止のための機器の点検、点検整備の結果の記録・保存等が新たに義務付けられました。一定量以上のフロン類の漏えいがある場合は、国への漏えい量報告も必要です。	適
特定家庭用機器再商品化法(平成10年6月5日法律第97号)家電リサイクル法	(事務所・解体工事業)法第6条(事業者及び消費者の責務)、特定家庭用機器を使用する者として、正しい使用方法の遵守や修理の励行、不必要な買替えの抑制などにより、できるだけ長期間使用することが求められます。	リサイクルが確実に実施されるためには、この法律でのリサイクル(再商品化等)の義務を負うこととなる製造業者等に、特定家庭用機器廃棄物が確実に引き渡されることが不可欠です。このため、消費者及び事業者が特定家庭用機器廃棄物を排出する場合は、この法律により特定家庭用機器廃棄物の引取りと製造業者等への引渡しに義務付けられる小売業者に引き渡すことが求められます。	適
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正平成29年10月1日施行(水銀使用製品が産業廃棄物となったものであって環境省令で定めるもの(令第6条第1項第1号口、規則第7条の2の4))	(収集運搬業・解体工事業)排出事業者の主な保管基準、水銀電池、蛍光灯、気圧計、湿度計など環境省令で定めるものは、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられています(令第6条第1項第2号ホ(2)、規則第7条の8の3)	仕切りを設ける等で他の物と混合させないこと 水銀回収が義務付けられているものは、水銀回収が可能な処理会社に委託すること 委託契約書に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨を記載すること マニフェストの廃棄物の種類の欄に「水銀使用製品産業廃棄物」と記載すること、及びその数量を記載すること 破損を防止するために必要な措置 処分・再生を行う場合、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること 水銀回収が義務付けられているものは、水銀を回収する 安定型最終処分場への埋立は行わないこと	適

8-2 違反、訴訟等の有無

2025年1月6日に遵守チェックを実施した結果、
環境関連法規への違反はありませんでした。
なお、関係機関からの違反等の指摘も開業以来ありません。
また、訴訟等も同様に過去1件もありません。

9. 代表者による全体の評価と見直しの結果

工事受注量にもよるが、全体的に化石燃料・電気使用量は削減出来ている。

皆も取組に慣れて、習慣化してきている結果であろう、

引き続き処分場までの最短ルートの検討なども都度実施してもらいたい。

今後は取引処分場数も増やし、現場から近く運搬できるようにしていきたい。

近年では、ドライブレコーダーの普及により、周りの車両から運搬中も撮影されているので、

積載量や運転マナーも気を付けてほしい。

エコドライブは安全運転に繋がるので、絶対に実施してほしい。